

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の構成の改正案

(旧)	(新)	(追加した事項)
【第一 原因の究明】 一 エイズ発生動向調査の強化 二 個別施策層に対する発生動向調査の実施 三 国際的な発生動向の把握 四 発生動向調査等の結果の公開及び提供	【第一 原因の究明】 一 基本的考え方【追加】 二 エイズ発生動向調査の強化 三 国際的な発生動向の把握 四 発生動向調査等の結果の公開及び提供	・ ケアカスケード
【第二 発生の予防及びまん延の防止】 一 基本的考え方 二 性感染症対策との連携 三 その他の感染経路対策 四 個別施策層に対する施策の実施	【第二 発生の予防及びまん延の防止】 一 基本的考え方	・ 早期発見、早期治療の普及啓発の重要性
【第三 普及啓発及び教育】 一 基本的考え方 二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育の強化 三 医療従事者等に対する教育 四 関係機関との連携の強化	二 普及啓発及び教育 一 個別施策層に対する普及啓発 二 教育機関等での普及啓発 三 医療従事者等に対する教育 四 関係機関との連携強化	
【第四 検査・相談体制の充実】 一 基本的考え方 二 検査・相談体制の強化 三 個別施策層に対する検査・相談の実施 四 保健医療相談体制の充実	三 検査相談体制 一 保健所等における検査・相談体制 二 郵送検査について【追加】 三 個別施策層に対する検査・相談の実施 四 保健医療相談体制の充実 四 その他【追加】	・ 郵送検査 ・ 暴露前予防
【第五 医療の提供】 一 総合的な医療提供体制の確保 二 人材の育成及び活用 三 個別施策層に対する施策の実施 四 日常生活を支援するための保健医療・福祉サービスの連携強化	【第三 医療の提供】 一 基本的考え方【追加】 二 医療機関でのHIV検査について【追加】 三 総合的な医療提供体制の確保 四 人材の育成及び活用 五 外国人への医療の提供【名称変更】 六 保健医療・福祉サービスの連携強化【名称変更】	・ 医療機関での検査の積極的な実施 ・ 早期・継続治療が可能な体制の検討 ・ チーム医療の重要性
【第六 研究開発の推進】 一 研究の充実 二 特効薬等の研究開発 三 研究結果の評価及び公開	【第四 研究開発の推進】 一 基本的考え方【名称変更】 二 医薬品等の研究開発【名称変更】 三 研究結果の評価及び公開	
【第七 国際的な連携】 一 諸外国との情報交換の推進 二 国際的な感染拡大抑制への貢献 三 国内施策のためのアジア諸国等への協力	【第五 国際的な連携】 一 基本的考え方【名称変更】 二 国際的な感染拡大抑制への貢献 三 国内施策のためのアジア諸国等への協力	
【第八 人権の尊重】 一 人権の擁護及び個人情報の保護 二 偏見や差別の撤廃への努力 三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供	【第六 人権の尊重】 一 基本的考え方【追加】 二 偏見や差別の撤廃への努力	・ 就労支援の重要性
【第九 施策の評価及び関係機関との連携】 一 施策の評価 二 各研究班、NGO等との連携	【第七 施策の評価及び関係機関との連携】 一 基本的考え方【名称変更】 二 具体的な評価【名称変更】	

HIV/エイズに係る項目ごとの論点

平成29年1月23日
健康局結核感染症課

(1)原因の究明

現状

- ・現行の予防指針では、個別施策層に対する発生動向調査の実施、国際的な発生動向の把握、結果などの公開・提供について記載があり、エイズ発生動向調査、研究班などを通じて、取り組んでいる。
- ・現行の予防指針では「エイズ発生動向調査の強化」とあるが、国際的な施策の評価指標としてUNAIDSが提唱するケアカスケード(90-90-90)について記載がない。

課題

- ・ケアカスケードをエイズ施策の指標とすることが提唱されている一方、その疫学的データが不足している。
- ・現在のエイズ発生動向調査では、新規感染者の数は把握できるが、定期通院者の数、死亡者数、抗HIV療法の導入状況、治療状況などが把握できない。また、検査を受けていない感染者・患者数の推計については、継続的な研究が必要である。

課題に対する委員等のご意見

- ・国は、我が国のHIV感染症・エイズ診療状況を把握し、HIV感染症におけるケアカスケードを作成するための疫学情報を継続的に収集・研究し、広く情報提供を行うことで啓発に努めることとしてはどうか。

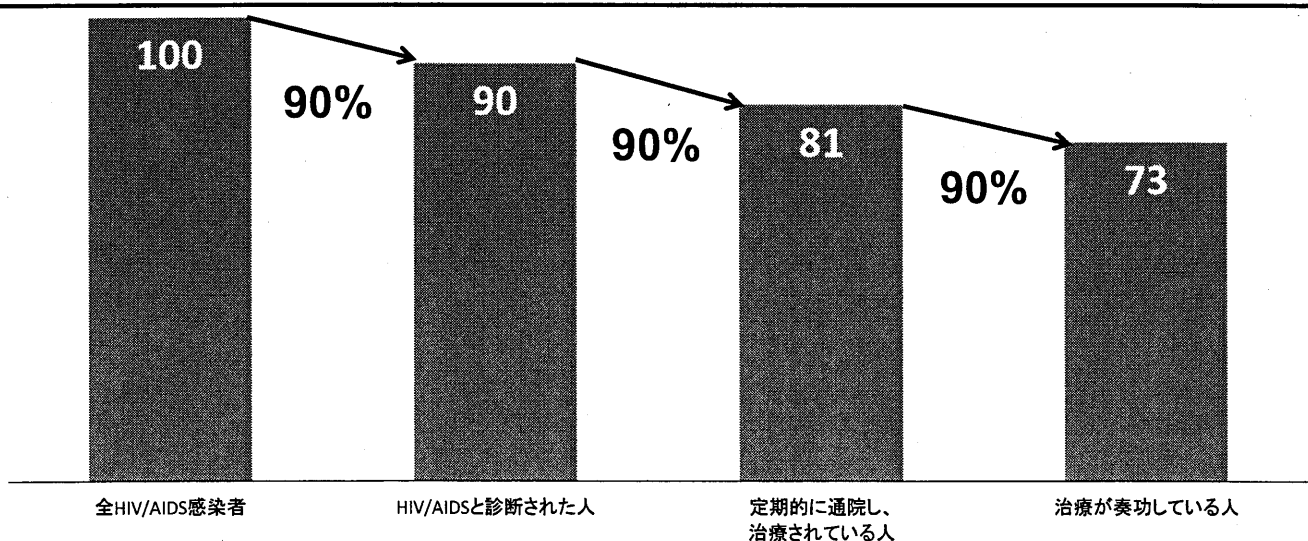
「原因の究明」の現状

- ・エイズ動向委員会報告によると、平成27年末時点での発生届数は、平成27年度末時点でHIV感染者17,909件、エイズ患者8,086件で計25,995件である。その主体は30歳代から40歳代の日本国籍の男性で同性間で性行為を行う者 (men who have sex with men: MSM) である。
- ・年次毎の届出数は平成21年以降、毎年約1,500人で推移している。また、外国籍患者及び感染者の累計発生届出数は4,217件で、国籍区分別では東南アジアを中心するアジア、ラテンアメリカ、サハラ以南アフリカの国籍を有する者が大多数を占める。
- ・厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業における研究班の報告によると、全エイズ診療拠点病院に定期通院中の患者及び感染者は20,615人。

2

UNAIDSが提唱するケアカスケード

- 2014年9月に国連合同エイズ計画 (UNAIDS) が、2030年までにHIV/エイズをコントロールするために提唱した行動目標。
- HIV検査、ケアへのつなぎ止め、有効な治療の開始、治療に対するアドヒアランス、ケアの継続という一連のプロセスを評価したもの。
- 2020年までに、全HIV感染症/エイズ患者の診断率を90%以上とし、そのうちの90%を定期的な受診に結びつけ、そのうち90%が有効な治療結果を得られることを目標とする「90-90-90 by2020」という行動目標が設定された。



【出典】UNAIDS An ambitious treatment target to help end the AIDS epidemic,2014

3

(2)発生の予防及びまん延の防止①

(普及啓発及び教育)

現状

- ・現行の予防指針では、患者等や個別施策層に対する普及啓発・教育の強化、医療従事者等に対する教育について記載されている。
- ・一方、現行の予防指針では、どのような内容について普及啓発・教育を行うべきかについての記載がない。

課題

- ・致死的なエイズ発症例を除き、HIV感染診断確定後に医療機関を受診すれば、抗HIV療法によって良好な予後を得ることができ、また他者への感染も防ぐことができるにも関わらず、その理解が進んでおらず、HIV・エイズに対する「不治の病」等の誤ったイメージが存在する。

課題に対する委員等のご意見

- ・早期発見・早期治療を行うことが自らにも社会にも有益であることを、国民一般に広く啓発する重要性を記載してはどうか。

4

「普及啓発及び教育」の現状

- ・諸外国や我が国の疫学的検討結果に基づき、個別施策層(特に、青少年やMSM)に対する支援を行うことを目的として、国内主要都市にコミュニティセンターが設置されている。運営を委任された患者団体を含む非営利組織又は非政府組織(以下「NGO等」という。)により主にその利用者に対して啓発が行われてきている。
- ・国民一般を対象としたHIV感染症やエイズに係る知識普及としては、教育機関において指導要領に基づいた啓発が行われている。
- ・国や地方自治体において、世界エイズデー(12月1日)、HIV検査普及週間(6月1日～7日)に併せた各種イベントやインターネットを利用した情報提供などを実施している。
- ・医療・福祉従事者に対しては、ブロック拠点病院の医療従事者が中心となって啓発が行われている。

5

エイズ対策の現状～普及啓発及び教育～

- 国や地方自治体において、世界エイズデー（12月1日）、HIV検査普及週間（6月1日～7日）に合わせた各種イベントの実施やインターネットを利用した情報提供などを実施。

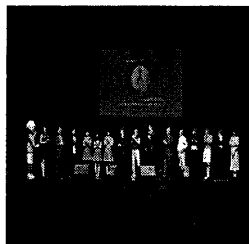
【厚生労働省が実施した啓発の例】

▼無料普及啓発イベント開催

《平成28年度》

RED RIBBON LIVE 2016

平成28年11月29日、赤坂BLITZ



▼「世界エイズデー」 キャンペーンテーマ公募

平成28年度キャンペーンテーマ

知っていても、分かっていても AIDS IS NOT OVER

▼街頭キャンペーン・出張検査の実施



渋谷駅前での街頭キャンペーンの様子
(平成28年度は12月4日に渋谷で実施)

▼「世界エイズデー」

ポスターコンクール開催



- エイズに関する業務・活動に行政担当者、医療関係者、教育関係者、NGO、学生等を対象に、HIV/エイズに関する医学的、社会的な知識などを習得させることを目的とした研修会を実施。

・HIV/エイズ基礎研修会（初任者向け）

HIV/エイズに関する基本的な知識の修得及びHIV陽性者や支援活動への理解の向上を図ることを目的として実施。

・HIV/エイズ検査相談研修会（経験者向け）

HIV/エイズに関する検査・相談体制の質の向上・充実を図ることを目的として実施。

6

(2)発生の予防及びまん延の防止②

(検査・相談体制)

現状

- ・現行の予防指針では、保健所等の検査・相談体制の強化に重点が置かれている。
- ・エイズ発症後に初めて検査を受けて発見される人の数が横ばいである。

課題

- ・保健所等の検査は全国で件数が横ばいになっている。
- ・感染しただけでは自覚症状がなく、普及啓発だけでは検査の増加に限界がある。
- ・同意を定めている通知において、検査前・検査後の保健指導やカウンセリングの実施を必要としており、医療機関の負担になっている。
- ・同通知において書面同意は必要としていないが、現場では書面同意をとっており、医療機関や患者にとって検査のハードルが高い。
- ・事前検査としての郵送検査については、件数が増加している一方で、医療機関への結びつけの問題などがある。

課題に対する委員等のご意見

- ・有病率などの各地域の実情に即した効果的な検査の実施の重要性を記載してはどうか。
- ・検査での同意を定めている通知を改正し、検査前・検査後の保健指導やカウンセリングの実施については任意とし、また口頭での同意で検査が可能と明記してはどうか。
- ・郵送検査では、医療機関等への結びつけに配慮する必要があることを記載してはどうか。